

支部ニュース

2018年7月 No.536

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL0-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87 399

メールアドレス dantokyo@dream.com

●緊急特集 ～公園の利用の制限～	
※ 新宿区「デモの出発地として使用できる公園の基準」の見直しについて ～公園のデモ使用を制限、出発公園が4ヶ所から1ヶ所に～	金田 健太郎 1
※ 新宿区の「デモの出発地として使用できる公園の基準」見直しに反対し、 直ちに新「基準」の撤回を求める声明	3
●会期延長! 国会情勢報告	山添 拓 5
●東京新生存権裁判提訴報告	佐藤 宙 9
●教科書展示会参加の報告	
※ 中学校道徳教科書・新宿区の取り組み	長谷川悠美 10
※ 中学校道徳教科書採択への取り組み・東部地域における教科書展示会参加の報告	鹿島裕輔 12
●安倍9条改憲 NO!!3000万署名のとりのくみ	
※ 台東協同法律事務所の3000万署名の取り組み	齊藤 彰 14
※ 小規模事務所団員の「3000万署名」の取り組み	弓仲忠昭 14
●はじめまして ～新入団員自己紹介	梶山孝史 15
●本部治安警察委員会・教育問題委員会合同 少年法「改正」問題検討会議にご参加を!!	平松真二郎 16
●サマーセミナーにご参加を	
基調講演「なぜ、それでも安倍政権は続くのか」(仮題)～松尾匡立命館大学教授	野澤裕昭 17
●支部執行部活動費増額を7月幹事会に提案します	野澤裕昭 18
●7月大田・品川地域幹事会のお知らせ	19
●東京都迷惑防止条例7月1日施行	
※ 東京都迷惑防止条例の施行に伴い、条例の厳格な運用と廃止を求める幹事会決議	19
●6月幹事会議事録	20

緊急特集 ～公園の利用の制限～

新宿区「デモの出発地として使用できる公園の基準」見直し問題

新宿区「デモの出発地として使用できる公園の基準」の見直しについて ～公園のデモ使用を制限、出発公園が4ヶ所から1ヶ所に～

東京法律事務所 金田 健太郎

6月12日、13日に行われた新宿区議会第2回定例会の本会議代表質問であったことです。自民党下村議員からの「①公園を出発地とするデモについてどのような基準・考えで使用許可を行っているのか、②近隣住民や地元の反応について、③住宅等が密集する地域の公園でデモの集合場所を規制することについて」との質問に対して、吉住区長が「公園周辺の町会や商店会、地域の方々から規制して欲しいという声が寄せられている。それらを踏まえ、デモの出発地として使用できる公園の基準の見直しを検討します」と答弁しました。

新宿区では、新宿区労連や新宿地域の9条の会などが定期的に集会・デモで公園を使用しており、私たち東京法律事務所もデモに参加するために度々利用しています。現在使用できる4つの公園のうち柏木公園は新宿駅からのアクセスがよいので、新宿区を超えて様々な団体の方たちもデモで利用されています。公園のデモ使用に規制をかけられることは、表現の自由を制限されることで深刻な問題です。

その後、6月27日の環境建設委員会にて、「デモの出発地として使用できる公園の基準見直しについて」と新たな「デモの出発地として使用できる公園の基準」がみどり公園課から報告されました。

内容は主に下記の通りです。

1 使用できる公園（指定公園）の絞り込み

これまでの新宿中央公園、柏木公園、花園西公園、西戸山公園から新宿中央公園のみにする。

2 見直しの背景について

デモ件数の増加で、13年度から17年度まで53件、57件、65件、50件、77件と推移している。

地域からの要請で、頻発するデモにより周辺の交通制約や騒音により迷惑しているため、公園周辺町会及び商店会からデモを制限してほしい旨の要望を受けているとともに、地域の様々な人からも同様な声が寄せられている。

3 基準見直しの骨子について

(1) 周辺環境等への影響に配慮

使用できる公園は、周辺環境への影響に配慮する観点から、住宅街に加え、学校・教育施設及び商店街に近接していないものとする。

(2) 申請に際しての留意事項

使用する場合の申請方法、受付期限、使用間隔及び使用回数を定めるとともに、申請時における使用条件の確認を明確化する。

4 スケジュールについて

6月下旬から7月末までに区のHP及び窓口等で周知し、8月1日から「見直し基準」を適用する。

環境建設委員会には9名の区議が出席し、公園基準の見直しに4名が反対、2名が賛成の質疑をしました。

反対者はいずれも、「地域からの要請」というのが不明確で、問題はヘイトにあるのではと追及し、憲法「表現の自由」に反するので、公園の規制ではなくヘイトの規制をするべきだと意見をしていました。

区役所側は、ヘイトがあるのは認識しつつも、デモ全体の問題で、使用できる公園を1つ残しているのだから憲法21条からしても問題ないとの答弁でした。

6月28日付けの東京新聞1面でも紹介されていますが、新宿区みどり土木部の部長が「私自身、住んでいる家の近くの公園に警察がしょっちゅう来て、デモがあるのは嫌だ」と傍聴者（デモ使用者でもある）を愚弄する問題発言がありました。

これらの質疑応答を経て委員会は散会となりましたが、報告された新たな「デモの出発地として使用できる公園の基準」は採決される類いのものでないので、許しがたい話ですが8月1日の公園使用から適用となりました。

これらの規制に対して、これまで行ってきた行動を報告します。

- ・ 共産党新宿区議団と社民党新宿区議団が共同で、みどり公園課に申し入れをされました。
- ・ 6月25日（月）12時～13時に新宿区役所正門前で新宿社会保障協議会の定例宣伝と一緒に抗議の宣伝を行いました。
- ・ 6月25日（月）の13時に区長室（対応は秘書課の担当部長）とみどり公園課に新宿の各団体と救援会都本部（25名くらい）で申し入れをしました。
- ・ 6月27日（水）11時からの環境建設委員会には、80名以上が傍聴に駆けつけました。

委員会の前には新宿の各団体でみどり公園課と各会派に要請をしました。新宿区労連、土建新宿支部、新宿民商、新婦人新宿支部が早急に区内の単位組織に落とし込み、27団体が要望書を提出しました。

既に国民救援会が提起した署名は2000筆を超えました。東京地評、国民救援会の呼びかけで、加盟労組や各組織が新宿区へ抗議のFAXを入れています。

6月25日の午前中に、新宿地域の団体が柏木公園の使用申請（利用日は7月31日と8月1日）をしており、それぞれの使用が6月28日に許可されています。許可時に新宿区からは、6月27日の環境建設委員会で新たな公園基準が報告されており、それが適用されるので、今後の8月1日以降にデモで公園を利用される場合は、中央公園に限られるとの発言がありました。

新宿区で働く私たち東京法律事務所はこのような規制は絶対反対です！ぜひ、皆さまにもご協力もお願いしたいのと、7月31日には抗議集会・デモを行う予定なので、そちらにもお集まり下さい。

自由法曹団東京支部では、6月27日の新宿区議会建設環境委員会での質疑を踏まえて、6月29日に「新宿区の『デモの出発地として使用できる公園の基準』見直しに反対し、直ちに新『基準』の撤回を求める声明」を公表しました。

今後、都内各自治体での公園利用制限の取扱いについて実情を調査し、新宿と同様にデモ出発地としての利用規制などデモ等政治活動、市民活動に対する過剰な制約に対する取り組みをしていきます。

新宿区の「デモの出発地として使用できる公園の基準」見直しに反対し、 直ちに新「基準」の撤回を求める声明

- 1 新宿区は、2018年6月27日開催の環境建設委員会において、区立公園の使用許可にかかわり従前用いられてきた「デモの出発地として使用できる公園の基準」（以下、「基準」という。）を見直し、新たな基準を用いることを表明した。

従前の「基準」では、デモの出発地として使用できる公園は、①住宅街にないこと、②公園面積が1000㎡以上、③100㎡以上の広場があること、という条件が付され、区内4か所の公園（新宿中央公園、柏木公園、花園西公園、西戸山公園）がこれに該当するものとして市民の利用に供されてきた。今般、住宅街に加え、「学校・教育施設および商店街に近接していないこと」が条件に付加され、これにより新宿区内で市民のデモの出発地点としての利用に供することができるのは新宿中央公園1か所のみとなった。新基準の運用開始は2018年8月1日からとのことである。

- 2 今回の基準見直しは、公園使用の過度な規制であり、極めて大きな問題がある。

これまで新宿区立公園条例第3条1項は、デモや集会のような「宣伝的行為」のための区立公園の利用について、あらかじめ区長の許可を得なければならないとし、同条4項は、「公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り」許可を与えることができるとしている

地方自治法第244条1項、2項は、「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設け」、「正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。」としている。また、同条3項は、「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」としている。

公園は、典型的な公の施設であり、伝統的に、集会やデモ行進の集合・出発地点として用いられてきたパブリック・フォーラムである。それゆえ、その利用は原則として認められるべきであって、これを正当な理由なく制約することは、憲法の保障する表現の自由及び集会の自由の不当な制限となる。

したがって、公園の一時使用申請について許可をするに当たっては、その公の施設及びパブリック・フォーラムとしての性質に鑑み、原則としてこれを許可しなければならず、申請を拒否することができるのは、利用者の希望が競合する場合のほかは、施設を利用させることによって、他の基本的人権が侵害され、公共の福祉が損なわれる危険がある場合に限られるというべきである（最判平成7年3月7日民集49巻3号687頁、日比谷公園の使用不許可処分にかかる日本弁護士連合会2012年（平成24年）11月9日付会長声明参照）。

よって、新宿区立公園条例第3条4項の「公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合」に限り公園の利用を許可するという規定自体、こうした観点から厳格に解釈されなければならない。

- 3 今回、新宿区は、新「基準」を設ける理由として、「デモ件数の増加」及び「地域からの要請」として「頻発するデモによる周辺の交通制約や騒音により迷惑しているため、公園周辺町会や商店会からデモを制限してほしい旨の要望」があったことを挙げている。

しかし、公園がデモの出発点や集会に利用される場合、騒音が生じることは不可避的であり、それが近隣住民の迷惑にとどまる限り、憲法上保障された表現の自由の権利行使を制限する根拠とはなりえない。そもそも、デモ行進自体、かかる表現行為を通じて社会にその問題を知らしめ、政治的意思表示を行うことで社会を改善するためのものであり、騒音を理由に規制することは表現行為を禁止するに等し

いものである。

また、同条例 3 条 4 項は、公園の利用を制限する理由を「公衆の公園の利用に支障を及ぼさない」ことに限定していることからすれば、「周辺住環境等への配慮の観点」を根拠として公園の利用を制限すること自体、同条例 3 条 4 項に反している。

さらに、公園の利用とデモによる周辺の交通規制は直接関係のないものであり、公園を出発点とするデモによって、デモ行進時に周辺道路の交通規制が生じることは、「公園の利用」を制限する正当な事由たりえず、「公衆の公園の利用に支障を及ぼす」場合に当たると解することはできない。

加えて、騒音や交通の制約は一時的なものであり、これにより近隣住民等の「基本的人権が侵害され、公共の福祉が損なわれる危険がある場合」に当たるとは到底思われない。

以上のとおり、日本国憲法 21 条が保障する表現の自由、集会の自由、地方自治法 244 条 1 項 2 項、新宿区公園条例 3 条 4 項からしても、今回の新「基準」による公園の利用制限が許されないことは明らかである。

- 4 もともと、新宿区では、公園を利用するデモの中で、大音量を伴うヘイトスピーチデモ等、表現の自由の保障の下でも差別表現及び妨害行為を行なう者が増え、それが近隣住民に迷惑をかけていた事情がある。これらのヘイトスピーチこそ、対象となった人々を恐怖に陥れ、周辺住民にも不安を与えるものであり、これを規制する必要性があった。にもかかわらず、新宿区は、ヘイトスピーチの規制について区議会等で指摘を受けていながら、ヘイトスピーチ解消法において地方公共団体に求められるヘイトスピーチ解消に向けた施策を講じてこなかった。

ヘイトスピーチに対する規制については、すでに東京弁護士会が 2018 年 6 月 8 日付「地方公共団体に人種差別撤廃条例の制定を求め、人種差別撤廃モデル条例案を提案することに関する意見書」で指摘し、川崎市が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく『公の施設』利用許可に関するガイドライン」を設けて実践しているように独自の対応が可能である。

今回の新「基準」は、デモの出発地として公園の利用自体を認めないという形で、何ら問題のない平和的なデモも含め一律に制約するものであり、憲法 21 条 1 項が保障する表現の自由に対する不当な制約であり、断じて許されるものではない。

- 5 以上のとおり、新宿区による「基準」見直しは、ヘイトスピーチなど規制すべき違法な表現は放置する一方、平和的に行われるデモ等の表現の自由をも一律に規制するという、表現の自由に対する配慮を著しく欠いたものである。かかる新「基準」が定められることによって、デモ自体を実施することが困難となり、適正な表現活動である政治活動、労働運動、住民運動が制約されることが強く懸念される。

よって、私たち自由法曹団東京支部は、新宿区に対し、新「基準」の撤回を強く求める。

2018 年 6 月 29 日
自由法曹団東京支部
支部長 小部 正治

会期延長! 国会情勢報告

山添拓法律事務所 山添 拓

1 大義なき会期延長

- ・自民・公明が7月22日(日)まで32日間の会期延長を申し入れ
- ・「議案の審議状況に鑑み」というが、19日時点で延長前提の協議は一切なし
- ・20日衆院本会議の延長提案に、賛成討論なし
- 与党は、20日になっていきなり延長申入れ、延長の理由を示せていない。
7月11日から安倍首相が外遊予定のため、それまでに重要法案を通す魂胆。

2 森友・加計、うその上塗りが次々あわらに——まだまだ徹底追及が必要

(1) 検査院にも検察にも圧力か

- ・2017年9月の財務省理財局長と国交省航空局長の談合
- ・2018年5月の航空局職員作成と思われる文書
- ・会計検査院の中間報告(6/19)では、改ざん前文書の不提出が「検査院法違反」と指摘

(2) 加計孝太郎氏の不誠実きわまる記者会見

- ・9時発表、11時開始、30分の予定を25分で終了
- ・首相面談は「記憶も記録もない」、うそをついたのは「部下がやったこと」、多少の減給

(3) 多くの国民は納得せず

- ・大阪地検特捜部による不起訴処分に 納得できる22.1%、できない69.6% (共同)
納得できる18%、できない66% (朝日)
- ・関係者の処分と麻生大臣自主返納で 決着した15.7%、していない78.5% (共同)
決着がついた12%、ついていない79% (朝日)
- ・安倍首相や加計学園の説明に 納得できる13%、できない75% (朝日)
- ・加計孝太郎氏の国会招致が 必要61%、必要ない28% (朝日)

3 重要法案の審議状況

(1) 「働き方改革」一括法案

- ・14日(木)時点では、19日(火)の採決を与党が提案
- ・しかし、19日には与党側から採決の提案できず →延長前提に
○法案審議の前提が崩れている——異常データ問題
- ・2013年労働時間実態調査は法案の「議論の出発点」
- ・11575事業場への「監督的調査」により、通常の労働時間制で働く労働者と、裁量労働制で働く労働者の所定内労働時間、残業、割増賃金などを調べた。
→ 裁量労働制を採用している事業場を一律に削除(1526)、かつ、明らかにおかしいと思われる996のデータを削除。残りの8割で「統計として一定の姿になっている」。しかし、「残業時間年1000時間超の事業所は3.9%」→実際は48.5%
○ニーズでっ上げの高プロはぼろぼろに

- ・ 「高プロを希望する方がいるのは事実」→12人ヒアリングは法案要綱後
 - ・ 「プロフェッショナルとしての働き方をつくってほしいという要望をうかがった」(1/31 加藤大臣)→「個人的に聞いた中身」「労政審に出したわけでもない」(6/14 大臣)
 - ・ 金融アナリスト、コンサルタント、研究開発職の労働条件について、実態調査を行ったことはない(6/14 山越基準局長)
 - ・ 管理監督者の実態調査は2004年度以降行わず(6/14 基準局長)
 - ・ 高プロで労働時間は短縮されるのかという問いに、「結果的にその前の働き方と比べてどうなったかと、これは一義的にはなかなか申し上げられない」(6/19 加藤大臣)
 - ・ 労働時間の指示はできないと言いながら、「たまたまこういう会議がありますよということを知ったことがそれに当たるかは」「個々に判断」(6/14 加藤大臣)
- 法案はすでにぼろぼろ。与党議員も「使いにくくしたい」というほど。そもそも立法事実としてのニーズがなく、廃案しかない。

(2) カジノ実施法案

- ・ 200条以上の法案は介護保険法以来→50時間以上の審議を要求したが18時間
- ・ 19日(火)衆院本会議で採決 国民民主が賛成しなかったため記名投票を行わず
- ・ 参院へ送付されたが、参院内閣委はTPP、ギャンブル依存症が未了のためすぐに審議できる状況ではない

○刑法の賭博罪に当たる行為の違法性阻却について、説明できず

- ・ カジノ解禁法(2016年12月)付帯決議が実施法案作成に当たって刑法との整合性を要求
 - 政府はそれを踏まえて十分検討を行った
 - だから実施法案は刑法との整合性がとれている
- ・ 法務省が示した違法性阻却の8要件(目的の公共性など)を満たさない

○国民多数の反対の声(今国会の成立不要が7割)に対して、「全国キャラバンを行う」

○外国人観光客が対象?→海外カジノ企業は日本人客が7~8割と想定

(3) 参議院選挙制度「改革」

自民党案は、

- ① 「一票の格差」是正のために埼玉選挙区の定数を2増(定数6→8)
 - ② 比例区定数を4増し、現行の非拘束名簿方式の例外として、比例名簿に各党があらかじめ順位を付す「特定枠」を設ける。
- 1日 自民党、参院改革協議会に公選法改正案を提示 →各党から批判
- 6日 自民党内、改革案とりまとめ
- 8日 参院改革協議会で各党が自民党案に意見
公明「(埼玉選挙区の定数増について)格差解消にはやむを得ない」
立憲民主、国民民主、維新は、定数増そのものに反対
特定枠の設置にはすべての野党が反発「自民のご都合主義だ」(共産・井上)
- 14日 参院改革協議会代表者懇談会 自民が各党からの質問・意見に対する回答を提出
伊達議長が野党側に自民党案の「対案」を週内に提出するよう求め、議論紛糾
→自民「法律案を提出するので国会審議の場で議論してほしい」
議長「各党の案を国会に出し、審議の中で議論してもらいたい」
→自民、法案提出

→自民党案は合区のあおりを受ける議員を救済するためのご都合主義。
議員立法のため、安倍首相が外遊していても審議できる。

(4) 国民投票法改正案

- ・ 5月17日 自公、衆院憲法審査会幹事会で改正案提示（8項目）
- ・ 18日 自公、党内手続き終了
- ・ 31日 衆院憲法審査会幹事懇、郵便投票を除く改正案（7項目）で「合意」
- ・ 6月1日 立民辻元国対委員長、「合意したかのような報道が流れたが、誤報だ」
「会期末のどさくさにまぎれてのこういうやり方は認められない」
野党6党派、改正案の早期の審議入りに反対する方針で一致
- ・ 5日 衆院憲法審査会幹事懇、立民・山花郁夫氏「今国会成立が見通せないものをそもそも審議入りするか」
- ・ 6日 衆院憲法審査会幹事懇、自民、公明、維新が共同提案方針で一致。+希望
→改正案提出を取りやめ。7日の憲法審査会開催も見送り。
- ・ 衆参の憲法審査会の実質審議は、今国会各1回のみ
- ・ 憲法改正の国民的な要求が強いわけではないなか、動かすべきではない
- ・ そもそも議会制民主主義を踏み外し、国政調査権を蹂躪する政府の下で、改憲の議論などもつてのほか。
- ・ ただし、自民党は3月にまとめた案を披露する場がなく焦り。延長後の国会でも焦点。
→野党の中にはやりたいというところもある。今後、何らかの動きが出てくると思われるので注視する必要がある。

4 安部政権を終わらせる展望は

(1) 北朝鮮情勢の劇的な変化

○米朝共同声明は非核化と安全の保証を相互に約束

具体性がない、実効性に欠けるという批判も多く、世論調査にも現れているが・・・

→非核化のプロセスを開始したことの意義

米朝首脳間で初めての合意。反故にするには改めて首脳間の協議が必要になる

*94年米朝枠組み合意や05年6カ国協議での非核化合意は次官級、実務者レベル

○軍拡の論拠が崩れる

・ 6月13日菅官房長官の記者会見

「極めて厳しい安全保障状況がかつてより緩和された」「日本にいつミサイルが向かってくるかわからない状況は明らかになくなった」

→「同様の認識」安倍首相（6/18 決算委）、河野外務大臣（6/19 外防委）

- ・ 自民党内にも様々な動揺「イージス・アショアをこのまま続けていくのか」
- ・ ミサイル防衛、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母、敵基地攻撃能力も問われる
- ・ 日米安保条約の存在意義を揺るがす

第6条 日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

→この間の戦争立法も、この先めざす9条改憲も、脅威が消えれば論拠を失う

(2) 民意を示す節目を

- ・あと一步のところまで迫った新潟県知事選挙
 - *池田ちかこ氏の「福島原発事故の検証結果が出ないもとでの再稼働は認めない」「新潟のことは新潟で決める」の公約が論戦をリードした
- ・市民と野党の共闘が勝利に結びついた中野区長選挙
 - *24日投票の杉並区長選挙でも！
- ・6月7日 署名提出行動 1350万人突破
- ・6月10日 国会前抗議には2万7000人——新聞広告で従来にない顔ぶれも
→文字通りの「延長戦」をいかに制するかが、改憲を止める鍵を握る。
数で傲っている安倍政権には数で対抗していくことが重要。
民意を示す節目を1つ1つ作って行く必要がある。

○質疑応答

Q 国民投票法案について、与野党合意の報道がされたが誤解なのか？

A 誤解。会期が延長されたので時間的な余裕はできただろうが。

Q 与党は会期延長をしたくないと言われていたが、延長された背景はあるのか？

A ここまで長い延長は政府にとっても想定外。2週間程度の延長では不安があったのではないかと。公明党や参議院自民党の意向が働いた可能性はある。

Q 世論調査だと内閣支持率が回復しつつあるように思われるが、どう分析しているか？

A 外交などを経たが大きく回復しているわけではない。森友・加計問題について国民は納得していない。

Q 北朝鮮問題に関して、日朝首脳会談の内容等について情報は入っているのか？

A 8、9月はできないという報道があった。安部首相は、臨時国会で憲法改正発議を目指すとされるが、今のところ目玉となるものがない。北朝鮮問題を目玉にしようとする可能性はある。臨時国会は総裁選後の10月になると言われている。

Q 野党共闘について、新潟で敗北したが、何らかの協議はされているのか？

A 議員立法などで国民民主党が乗ってこないことがある。働き方改革法案も、通す前提での質疑が行われている。参議院の国民民主が、与党との合意を優先したがる傾向が見受けられる。

Q 経済政策の面で野党共闘は可能か？

A 野党で協議すると消費税賛否の話になってしまう。今後の課題だと思う。

(記事は6月21日に実施した国会情勢報告会での講演内容に山添拓団員が加筆したものです)

東京新生存権裁判提訴

三多摩法律事務所 佐藤 宙

1 安倍政権による前代未聞の生活保護基準の引き下げとその違法性

安倍政権は、2013年8月、2014年4月、2015年4月と3度に亘り、生活保護基準の引き下げを行った。引き下げの影響は世帯構成によって異なるが、最大10%もの引き下げが生じ、財源面としては約670億円の削減「効果」があったとされている。

この引き下げの特徴は、自民党が掲げた生活保護費10%「削減」という政権公約の実現のために強行されたということである。

このような結論ありきの引き下げの強行であったため、後に述べるとおり、引き下げの根拠として国側が挙げる理由は、決定的な矛盾・誤りを含むものであり、到底この引き下げを正当ならしめるものには到底なり得ない。

この基準引き下げは、憲法25条、生活保護法（以下「法」という）1条、8条2項等の諸規定に違反することは明白である。

2 違憲訴訟の提起

この引き下げについては、すでに全国で違憲訴訟が起こされている。

この東京でも、新たに本年5月14日39名が原告となり、東京地裁に基準引き下げに基づく生活扶助費変更決定の取消し、及び国家賠償（違憲・違法な基準引き下げに対する慰謝料）を求め提訴した（東京新生存権裁判）。なお、7月に新たに18名が原告となり第2陣提訴を行い、原告数は計で57名となった。

この裁判の原告には、生活と健康を守る会の会員のみならず、地域の生活困窮者支援を行っているNPO関係者等からの参加もあり、生活保護基準引き下げ反対・阻止のための広い共闘が実現した。

これにより、この切り下げに対する違憲訴訟の原告数は全国で計1000名を超えることとなった。

3 争点

(1) 前提

法8条2項は、保護基準を「最低限度の生活の需要を満たすに十分であって、且つ、これを超えない」程度のものであり、現に、国側は、これに従って保護基準を定めてきたと主張する（なお、実際には、引き下げ前の基準は決して「最低限度の生活の需要を満たすに十分」なものではなく、明らかに不十分なものである）。この国の主張を前提とすると、最低限度の生活の需要を満たすに「超えない」ものとしていったん設定された保護基準を引き下げるにより、当然、最低限度の生活を維持するに足りない基準となるという推定が働く。

したがって、国側に於いて、本件の引き下げ後の保護基準においてもなお、「最低限度の生活の需要を満たすに十分」であることについて、主張・立証する責任を負う。

(2) 国側の主張する2つの根拠とその決定的な矛盾

国側は、引き下げの根拠として、①生活保護基準部会の検証結果を踏まえたという「歪み調整」

を行い、さらに②2008年以降生じたデフレによる物価下落に合わせて保護基準額も引き下げる「デフレ調整」を行ったことの2点を挙げている。

生活保護基準部会は、厚労省内に設置された生活扶助基準の「検証」のために設けられた専門部会である。この生活保護基準部会の検証結果が今回の引き下げにどのように反映されたのかは全く不明である。むしろ、部会委員からは、安易な基準引き下げに警鐘を鳴らす意見や、とりわけ子どもを持つ世帯に対する引き下げに反対する意見が挙がっていたのであり、「歪み調整」が同部会の検証結果を踏まえたものであるとは到底いえない。

「デフレ調整」も決定的な矛盾をはらんでいる。すなわち今回の「デフレ調整」では、2008年をデフレの起点としている。他方、厚労省は2008年当時、インフレが生じているとして保護基準の引き下げを行わず、基準据え置き措置をした。このように、厚労省は2008年当時はインフレが生じたとしておきながら、他方で今回の「デフレ調整」では「デフレ」が生じたとしているのであり、これは明らかな矛盾である。

また、「デフレ調整」における物価下落率の計算においては、恣意的に下落率が実態に反して過大になるような計算が行われている。さらに、紙幅の関係で詳細は割愛するが、「デフレ調整」は毎年の基準の改定ですでに考慮済みの物価下落をさらに二重に評価しているという決定的な誤りを犯している。

このように、国側の主張する保護基準引き下げの根拠は、決定的な矛盾・誤りをはらむものであり、到底引き下げの合理性を基礎づけるものにはなり得ない。

4 この訴訟の意義

安倍政権は、本年10月にも、さらなる保護基準の引き下げを目論むほか、その他あらゆる面で生活保護制度の改悪を強行している（生活保護世帯に対するジェネリック医薬品原則義務化、法63条の非免責債権化など）。

生活保護は社会保障の最後のセーフティネットである。生活保護制度の後退を許さず、充実させることは、すべての社会保障制度の維持・充実につながる。

すでに強行された基準の引き下げの違憲性・違法性を暴くことはもちろん、今後のさらなる基準引き下げ・制度改悪を防ぎ、憲法25条の輝く社会を実現するために、この裁判を戦い抜く所存である。

教科書展示会参加の報告

中学校道徳教科書・新宿区の取り組み

東京法律事務所 長谷川 悠美

私が教科書採択運動に関わり始めたのは、おそらく2014年のことだったと思います。はじめは成り行きで関わることになったのですが、そのとき言われたのが、「教科書採択は4年に一度、オリンピックと一緒に。4年に一度しかないから、楽な運動だよ。」

いえいえ、今年も「教科書 year」です。

道徳が教科化されたことにともない、道徳の教科書採択が行われ、昨年は小学校の道徳教科書採択が行われ、今年は中学校の道徳教科書採択が行われます（しかも今後、小学校の全教科の教科書採択、中学校の全教科の教科書採択…と続きます）。

しかし、教科書 year が続いていることで、いいこともあります。新宿区では、「教科書・新宿ネット」という団体を作り、教科書採択運動を続けています。そして、採択の年には、毎回、教育指導課長と面談を行っています。今年も6月1日に行ってきました。



毎年行っている成果で、「去年お願いしたこれこれはどうなりましたか？」という話ができるようになりました。これは大きな成果です。自分たちが申し入れたことが検討されているのかが分からないと、こちらも疲弊します。毎年会いに行くと、検討結果はどうあれレスポンスを聞けるし、「じゃあ今度はこういう申し入れをしてみよう」と、こちらの運動に落とし込むこともできます。

そして、教科書採択運動のハイライトは、教科書の閲覧・アンケートの記入です。採択される教科書は、市民が閲覧できるよう、各市区町村で閲覧場所・期間を定めます。そして、閲覧した意見を書けるようにアンケート用紙が置いてあります。このアンケートが、意外と教科書採択に絶大なる威力を発揮します。

新宿区では、前回の中学校社会科教科書採択の際、育鵬社の教科書採択に反対する運動をしました。その結果、育鵬社の教科書採択に反対する意見を書いたアンケートがたくさん寄せられました。そうしたところ、採択の際、教育委員から、「育鵬社の教科書に関する意見が多数寄せられているが、これはどういう教科書なのか？」という質問が出るなど、問題関心が寄せられるところとなりました（結果、育鵬社の教科書は採択されませんでした）。

ということで、教科書採択の年には毎年、東京法律事務所ではお昼休みに2日間の日程を設けて、ぞろぞろと教科書閲覧に出かけます。今年も、1日目5名、2日目7名の計12名の所員が、教科書閲覧に行きアンケートを書いてくれました。

今年の道徳教科書には、日本教科書という出版社のものがあって、同社の代表者はいわゆるヘイト本を多く出版している普遊舎の代表取締役会長であり、かつ、日本教科書の所在地は、普遊舎の所在地と同じという報道もあります。

その日本教科書の中学2年生用教科書を開いてみると、1つ目が「14才の責任」という話でした。14才になると刑事責任が生じるから、悪いことはしちゃいけない……という内容。そもそも法教育を道徳でやるべきなのだろうか？と思いながら読み進めると、「いじめをして自殺に追い込んでも、2年くらい少年院に入るだけですむかもしれない」という趣旨の文章が出てきました。「なぜ「自殺」であって「殺人」ではないのに、少年院に入るのか。いじめのなかで暴行・傷害をしていたということだろうか…。そうであれば、言葉足らず過ぎるのではないか。」と、頭の中はハテナだらけに。しかも、そのあとに「少年院に入るとレッテルが貼られ社会復帰が難しい、青春の2年間を少年院の中で過ごすのはもったいない」というような内容が続きます。こんな脅すような内容で思いとどまらせることが、道徳として適切なのだろうか……。

このような日本教科書などは論外だとは思いますが、道徳の教科書を閲覧して思うことは、やは

り道徳を教科化することは間違っています。道徳の教科書には、各題材のおわりに「〇〇を考えてみよう」のような設問が載っているのですが、「こういう答えを引き出したい」「こういう価値観は間違っている」というのが透けて見えるものが多いのです。自分の考えを持たず（もしくは押し殺し）、「正しい価値観」を付度する子を増やすのが、道徳の教科化なのです。

今後続く教科書 year の運動とともに、道徳教科化を廃止させる運動もしなくては……という思いを強くした、短い梅雨でした。

中学校道徳教科書採択への取組み 東部地域における教科書展示会参加の報告

東京東部法律事務所 鹿島 裕輔

第1 東部地域（葛飾区、江戸川区、江東区、墨田区）における教科書展示会

1 葛飾区（中央図書館）

(1) 展示会の場所

葛飾区では、葛飾区立総合教育センターと中央図書館の2か所で展示会を行っており、私は中央図書館で行われている展示会に足を運んだ。

(2) 展示会会場の様子

中央図書館では、図書館内のかなり奥まった場所（廊下にある空きスペース）にひっそりと展示会会場が用意されており、一般の人が気づきにくいようになっていた。

会場には、中学校道徳の教科書が各社1冊ずつ置いてあった。

会場には受付を担当する人はおらず、参加者名簿と意見用紙、意見用紙を入れる箱が置かれているだけであった。

参加者名簿は、「一般の方」と「教育関係者の方」にわかれており、「一般の方」は日付、住所（区内・区外在住の別）、「教育関係者の方」は日付、学校名を記入する欄があった。

意見用紙はA4サイズであり、意見用紙には意見のみを記入するようになっていた（氏名等の記入欄はなし）。

会場には、机が3台、イスが5, 6脚ほど用意してあった。

2 江戸川区（中央図書館）

(1) 展示会の場所

江戸川区では、中央図書館、小岩図書館、小松川図書館、葛西図書館、西葛西図書館、篠崎図書館で展示会を行っており、私は中央図書館で行われている展示会へ足を運んだ。

(2) 展示会会場の様子

中央図書館では、2階の閲覧コーナーの一角に展示会会場が用意されていた。

会場には、中学校道徳の教科書が各社1冊ずつ置かれているとともに、今年度小学校・中学校で使用されている全教科の教科書も置かれていた。

会場には受付を担当する人はおらず、参加者名簿と意見用紙、意見用紙を入れる箱が置かれているだけであった。

参加者名簿は一般の方、教育関係者の区別はなく、区内・区外在住の別、性別、年齢（年代）を

記入する欄があった。

意見用紙は A4 サイズであり、意見を記入する欄のほか、住所（区内・区外在住の別、区内の場合は、小松川・中央・葛西・小岩・東部・鹿骨の別）、性別、年齢（年代）を記入する欄があった。会場には特別に机やイスは用意されておらず、フロア内の閲覧スペースにある机とイスを探して、そこで意見用紙を記入するほかなかった。

3 江東区（江東区教育センター）

(1) 展示会の場所

江東区では、江東区教育センター、豊洲図書館、深川図書館、砂町図書館で行われており、私は江東区教育センターで行われている展示会へ足を運んだ。

(2) 展示会会場の様子

江東区教育センターでは、施設内 2 階の一部屋に展示会会場が用意されていた。

会場には、中学校道徳の教科書が各社 2 冊ずつ置かれているとともに、今年度小学校・中学校で使用されている教科書も置かれていた。

会場には受付を担当する人が常駐しており、出席者名簿を記入し、意見用紙を渡された。

出席者名簿は「教育関係者」と「一般の方」でわかれており、氏名、住所（区内・区外在住の別）を記入する欄があった。

意見用紙は A5 サイズであり、用紙自体が小さく、意見を記入する欄も少ない。また、意見用紙には氏名を記入する欄があった。

会場には、机とイスが多数置かれており、20 名ほどが座って閲覧できるようになっていた。

4 墨田区（ひきふね図書館）

(1) 展示会の場所

墨田区では、これまではすみだ生涯学習センターにて展示会が行われていたが、今年は生涯学習センターの館内が工事中であるため、ひきふね図書館にて展示会が行われており、私は同所で行われている展示会へ足を運んだ。なお、墨田区の展示会会場は 1 か所だけである。

(2) 展示会会場の様子

ひきふね図書館では、図書館内の一角のスペース（受付前）に展示会会場が用意されていた。

会場には、中学校道徳の教科書が各社 1 冊ずつ置かれているとともに、来年度使用予定の小学校教科書（全教科）が置かれていた。

会場には受付を担当する人はおらず、参加者名簿も置かれていなかった。

意見用紙は A4 サイズであり、「一般用」と「教員用」にわかれていた。「一般用」には年齢（年代）、住所（区内・区外在住の別）の記入欄があり、さらに子どもが墨田区立中学校に通っている場合は○をつける欄もあった。「教員用」には所属（学校名）、職、氏名を記入する欄があった。

会場には机付きのイスが 20 脚ほど用意してあった。

第 2 今後の取組み

7 月から 8 月にかけて、各区の教育委員会にて教科書採択が行われるので、可能な限り、各区の教育委員会を傍聴し、採択の様子を見守る予定である。その際は、この間も一緒に教育問題に取り組んでいる、「江東の教育を考える会」「江戸川の教育を考える区民の会」などの地域の方々と連携して、引き続き教科書採択問題に取り組んでいく所存である。

安倍 9 条改憲 NO!3000 万署名のとりくみ

台東協同法律事務所の 3000 万署名の取り組み

台東協同法律事務所 齊藤 彰

2018 年 6 月時点において、当事務所の達成状況は 152 筆となっております。当事務所の団員は 5 名なので、最終目標である 500 筆には届きませんが、最低限の目標は達成したのではないかと考えております。

本稿においては、3000 万人署名の当事務所の取り組みについて、具体的に紹介したいと思います。皆様のご参考になれば幸いです。

当事務所では、年に 2 回事務所ニュースを発行しており、今冬出した約 5000 通に、3000 万人署名用紙を封入しました。返戻率は 5%ほどですが、中にはわざわざ用紙をコピーして 10 筆、20 筆と集めてくれる方もいます。

また、事務所受付に署名コーナーを設置しています。机と椅子、署名用紙と筆記用具をそろえた状態で、相談を待つ方を一旦そこにご案内するため、待ち時間に署名してもらえることもあります。

難しいのは、すでに取り組みの佳境に入った感のある 3000 万人署名であるため、すでに自身は署名を済ませた、という方も存外多いことです。数種類の署名用紙の中から、みなさんきちんと自分が署名していないもの（または趣旨に賛同できるもの）を選んで署名されます。そういった際には、白地の署名用紙をお渡しし、お知り合いに広げていただくよう、できる限りお声がけしてもいます。

なお、事務所ニュースに封入した署名の集約数と、署名コーナーの集約数の比率ですが、前者が 9 割を超える結果となっております。前者においては、ご家族のお名前を書いて下さる方もいらっしゃるから、集約数が増えたものと思われれます。

事務所ニュースは冬に発送しましたが、5 月に入ってから返送される署名がございました。そのため、7 月以降も、筆数の増加が期待できます。

今後も、最終目標達成まであきらめることなく、目的と趣旨をきちんとお話ししながら、今日も明日も、1 筆ずつ進んでいくことが大切と思っています。

小規模事務所団員の「3000 万署名」の取り組み

たんぼぼ法律事務所 弓仲 忠昭

昨年 9 月に提起された「安倍 9 条改憲 NO!全国市民アクション」の呼びかける 3000 万署名だが、なかなか本気の取り組みにはならなかった。

団本部や東京支部の繰り返しての呼びかけに、昨年末頃によく署名用紙を印刷し準備し、来客や依頼者訪問の機会などを捉え、少しずつ、対面での署名集めを始めた。しかし、若い頃に比べ事件数が減少し、会う依頼者の数にも限りがあるうえ、私自身も署名のことを忘れていて来客が帰った後に思い出して残念がることも再々で、春ころまで署名数も二桁にのらないまま推移した。

厚生労働省のデータ捏造、モリカケ疑惑での公文書改ざん・情報隠蔽・口裏合わせ、防衛省の日報隠蔽等々、底なしの腐敗が明らかになっているにもかかわらず、安倍内閣はしぶとく居直り続ける。

ことここに至り、あらためて安倍改憲阻止のための 3000 万署名へ積極的に取り組みたく思い、4 月に入り、特に親しかった元の依頼者など約 70 名の方々に、署名への協力を求めることにした。情勢を踏まえた要請書を作成し、署名用紙、返信用封筒とともに郵送したところ、今までに 20 名余の方から返信があった。1 名だけ、夫婦 2 名、家族数名の署名、5 名～10 名の署名の埋まったもの等まちまちであったが、中には、追加の署名用紙を求める方もおり、予想以上の反応があった。現在、やっと 100 筆を超えたところである。署名集めに協力してくださったクリスチャンの依頼者から、積極的に声をかけるよう紹介された数名の神父やシスターに署名要請を郵送したところ、署名が届きだしている。

9 月 30 日の第 4 次集約に向けて、今後も、元依頼者に加え、友人や団員ではない弁護士にも対象を広げ、協力要請する準備をしているところである。

なお、知り合いの個人事務所の団員のなかには、既に 300 筆くらいの署名を達成した方も含め、3000 万署名に取り組んでいる方々がいると聞いている。

团支部から、是非、個人事務所の団員に対しても、取り組みと集約の呼びかけをしていただきたいと思う。

はじめまして～新入団員自己紹介

東京南部法律事務所 梶山 孝史

1 はじめに

初めまして。平成 29 年 12 月、弁護士登録をし、東京南部法律事務所に入所いたしました、梶山孝史（かじやまたかし）と申します。修習の期は 70 期です。僭越ながら、新入団員として、自己紹介をさせていただきます。

2 弁護士を志したきっかけ

幼い頃から、弁護士という職業には、漠然とした憧れがありました。テレビドラマや映画などで、弁護士が社会で発生する理不尽や不条理と闘い、弱気を助け、強気を挫くという姿を見ていたからです。そんな漠然としたイメージから、具体的に弁護士を志したのは、家族が過重労働に苦しんだことがきっかけです。

私の母は、中学校の教師をしていました。授業はもちろん、学生の生活指導、保護者対応など多くの仕事をしており、朝早くに自宅を出ては、夜遅くに帰宅するということが少なくありませんでした。そんな働き方が原因で、ある時、母は、くも膜下出血、脳梗塞を発症し、生死を彷徨いました。医師には、「命の保証はできない。助かるかは、五分五分です。」とも言われ、あまりのショックで、家族とともに呆然と立ち尽くしていたことを今でも昨日のこのように覚えています。幸運にも命こそ助かりましたが、手足には麻痺が残り、倒れる前までは、天職と語っていた教師の職には、二度と戻ることはできませんでした。

ちょうどその頃、大学で、電通事件最高裁判決を学ぶ機会を得て、過重労働が原因で、健康を害したり、命を失ってしまう方がいる一方、被災者やそのご家族のために、企業や国と闘う弁護士がいることを知りました。そして、そのような弁護士が、ご遺族とともに、過労死を根絶するための様々な活動を行い、過労死被害の救済のため、尽力されていることを学び、自分も将来は、労働者の権利を守り、過労死被害の救済と過労死根絶のために活動できる弁護士になりたいと強く思うようになりました（後に、長年このような活動をされている弁護士の多くが、自由法曹団員であることを知りました。自由法曹団物語（上）参照。）。

その後、ご縁のあった東京南部法律事務所に入所することになりました。

3 弁護士登録後の活動

登録後は（と、言ってもたった約半年ですが）、労働事件を中心に、様々な事件、活動に取り組んでいます。とりわけ、過労死事件を数件担当させていただく機会に恵まれ、悪戦苦闘しながらも、充実した日々を送っています。実際に事件を担当して、直接、ご遺族のお話をうかがうと、あらためて被災者やそのご家族のために過労死被害を救済し、過労死を根絶しなくてはならないと強く感じます。

また、医療事件や薬害事件にも興味を持っており、この世で最も尊い人の命や健康を守るため、尽力したいと思っています。薬害訴訟では、大規模訴訟の弁護団員としても日々活動しております。

4 さいごに

弁護士登録後、事務所の先輩とはもちろんですが、事務所の外でも活動させていただく機会恵まれています。そこで感じたのは、自由法曹団の諸先輩たちの偉大さです。様々な社会問題を解決するために長年にわたって尽力されている諸先輩方の背中を見て学びたいです。初心を忘れることなく、熱いマインドの高いスキルを持った法律家になるべく、尽力したいと思います。

ご指導ご鞭撻の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

本部治安警察委員会・教育問題委員会合同 少年法「改正」問題検討会議にご参加を！

事務局長 平松真二郎

団本部治安警察委員会・教育問題委員会から「少年法『改正』問題検討会議」への参加呼びかけがありました。関心のある支部団員の皆さまの積極的な参加をお願いします。

現在、法制審議会の少年法・刑事法（少年年齢・犯罪処遇関係）部会において、少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げるか等について検討がなされています。

同部会では、適用年齢引き下げの是非についての議論を留保したまま、適用年齢を引き下げた場合に生じる弊害（18歳・19歳が不起訴や略式判決となり、何らの教育的関与もなされないことになる）を回避するための具体的制度について分科会に分かれて議論が行われています。

検討されている具体的な制度は、起訴猶予処分を前提として被疑者に様々な遵守事項を課す権限を

検察官に認める制度や、起訴猶予となった者を保護観察処分に付すること、仮釈放に際して残存刑期を超える期間の保護観察を付すること等、問題の大きい者が含まれています。

同部会では7月26日に分科会での検討結果の報告を受けることが予定されています。

団本部治安警察委員会・教育問題委員会では、既に4月26日付けで「少年法適用年齢引き下げに反対する」意見書を発表しています。今後、7月26日に公表される具体的制度を批判的に検討し、さらに少年法適用年齢の引き下げの問題性を掘り下げていく必要があります。そのような検討のためには、少年事件での経験を踏まえた視点が不可欠です。そのために少年事件に取り組んでいる団員の参加を呼び掛けるものです。

日時： 8月9日午後1時～3時

場所： 団本部事務所

サマーセミナー(8月24日～25日)にご参加を!!

幹事長 野澤 裕昭

基調講演～「なぜ、それでも安倍政権は続くのか」(仮題) 松尾匡(まつおただす)立命館大学教授

- 1 今年、少し趣を変え、安倍政権が続く理由に迫りたいと考えました。2012年12月、民主党に代わって第二次安倍政権が誕生。その後、特定秘密保護法(2013年12月)、集団的自衛権の容認(2014年7月)、安保法制(2015年9月)、共謀罪(2017年6月)、「働き方改革」一括法(2018年6月)などの諸悪法の強行成立、さらに森友学園、加計学園問題などにみられる国政の私物化、公文書改ざんなど連続するスキャンダルと戦後最悪の内閣ぶりが極まり、それは現在も続いています。しかし、その一方で、安倍自民党は国政選挙で連勝し、3分の2を超える多数の議席を確保し続け、内閣支持率も4割台を維持しています。なぜ、それでも安倍政権は国民の支持をつなぎ留め、延命しているのか。ここに今日の問題の核心があるのではないかと思います。
- 2 松尾教授は、アベノミクスが新しいケインズ経済学の理論を取り入れ景気回復に一定程度成功したことに延命の理由を見出しています。松尾教授は「この経済政策が民主主義を救う」(2016年1月大月書店)でそのことを解明し、反響を呼びました。

同教授の考えは要約すると以下のとおりです。アベノミクスのうちの金融緩和政策がデフレ下では有効な経済政策であり、それが国民の支持を得た。他方、旧民主党がデフレ下にある中で、財政再建を優先し、消費税増税政策をとったことは誤りだった批判する。「野党よりはマシ」という構図がここで生まれた。しかし、アベノミクスを全面的に肯定するのではなく、緩和されたマネーの使い道＝を大企業のために使おうとする点、成長戦略と称して労働市場の規制緩和などを行う点はケインズ主義とは異質であり、景気回復に逆行する批判しています。緩和マネーを大企業の儲けのためでなく、国民の生活や福祉、雇用、社会保障に大胆に使うべきとしています(人民の量的緩和、人への投資)。

3 松尾教授は、新しいケインズ経済学による経済政策（金融緩和）は、ヨーロッパでは反緊縮政策として左派の諸政党が取り入れ、国民の支持を得ていると言います。安倍政権は、欧州左派の反緊縮策の一部を取り入れ、国民の支持を得ながら、その支持を足掛かりに改憲に進もうとしているというのが教授の安倍政権の見立てです。近著として「そろそろ左派は〈経済〉を語ろう」（鼎談）があります（2018年4月亜紀書房）。

なぜ、安倍政権が続くのか、労働法制改悪の基礎にある経済理論とは、ヨーロッパの政治経済情勢と日本の政治状況との関連、トランプ政権と安倍政権の類似性、反緊縮と一国ナショナリズムとの違いなども語っていただく予定です。松尾教授の著書は、いろいろ刺激的な内容を含んでいます。異論や疑問もあろうかと思いますが、きっと、安倍政権打倒のヒントがあると思います。是非、多くの団員のご参加を呼び掛ける次第です。

申込用紙に必要事項を記載の上 8月16日までに FAX をお願いいたします

支部ニュースに申込用紙を折り込んでいます。70期の団員、事務局は費用面で補助がありますのでお気軽にご参加ください！

■日 程 8月24日（金）13:00～25日（土）12:00（予定）

1日目 講演 「なぜ、それでも安倍政権は続くのか」（仮）松尾匡立命館大学教授

夕食懇親会

2日目 秋からのたたかひに向けて各地域・事務所の報告と討論

■場 所 箱根湯本ホテル

■参加費 全日程 17,000円（1泊2食）、懇親会まで 10,000円（1食、宿泊無し）、懇親会から 15,000円（1泊2食）、会議のみ 3,000円（食事宿泊なし）

※ 70期と事務の方は1泊2食会議費込みで 10,000円です。

支部執行部活動費の増額を7月幹事会に提案します

幹事長 野澤 裕昭

6月幹事会で団支部執行部の活動費補助の倍増する提案を行いました（すでに支部組織財務委員会で承認済）。現在の活動費がもともと低額であること（支部長、幹事長、次長各2万円、事務局長5万円。月額）、執行部の人材確保や若手次長の経済的保証という観点からです。これは、支部財政との関係でも可能です。支部財政は、2018年予算で活動費230万、繰越金2437万（17年の繰越金は2283万）であり、仮に倍増した場合、事務局長10万、支部長、幹事長、次長（定足数6名・現在3名）各4万＝504万が新たな活動費となります。活動費は280万円程度増加しますが、例年支部予算が約80万円の黒字となっており、純増は約200万円に留まるものと思われます。

他方、支部費（協力金を除く）をみると、2016年992万、2017年986万と微減傾向にあります。しかし、急激に減少することはないと思われること、多額の繰越金を積み重ねだけでなくその有効活用を考えるべきことから、支部執行部強化策として思い切って倍増することを提案するものです。

執行部としては、7月幹事会で承認を得て8月から新活動費に切り替えたいと考えております。幹事各位のご意見をいただきたく事前に告知する次第です。

7月大田・品川地域幹事会のお知らせ

幹事長 野澤 裕昭

7月の支部幹事会は、大田・品川の地域に出張して開催します。一般の支部幹事、団員のほか、とりわけこれらの地域で活動をされている団員、さらには港、千代田、中央、世田谷、目黒等の地域で活動をされている団員も多数ご参加ください。

安倍総裁の三選があるのか、その状況次第で安倍首相が固執する9条改憲の行方も左右されることになってきます。今国会中の改憲提案はなくなりましたが、今年後半は、これまでも増して改憲阻止のための広範かつ強固な運動体制づくりが急務となるでしょう。市民連合等の状況も含め、各地の状況について交流します。

また、大田・品川地域等で活動をする団員が関与をしている最近の事件や運動の取り組みについて、個別に報告を受けたいと思います。

【大田・品川地域幹事会】

◎ 日 時 7月25日(水) 午後2時～5時

◎ 場 所 東京南部法律事務所

(大田区蒲田5-15-8 蒲田月村ビル4階 電話03-3736-1141)

幹事会終了後は懇親会を行います。懇親会にも多数の参加をお待ちしております。

東京都迷惑防止条例7月1日施行

自由法曹団東京支部では、6月21日に開かれた支部幹事会において、去る3月29日に可決成立した「つきまとい行為規制」を含む東京都迷惑防止条例が7月1日に施行されるのを前に、都民の表現行為、市民運動が委縮することがないように、改正条例の厳格な運用と廃止を求める決議を行いました。

東京都迷惑防止条例の施行に伴い、条例の厳格な運用と廃止を求める幹事会決議

- 1 2018年3月29日東京都第一回定例会本会議において、東京都迷惑防止条例改正案が賛成多数により可決され成立した。本条例は、同年3月30日に公布され、同年7月1日に施行予定である。
- 2 東京都迷惑防止条例改正案は、つきまとい規制は、悪意の感情という曖昧な人の内心に踏み込む点で元々自白強要の恐れや、濫用される恐れがある等問題がある条例であった。今回の改正案では、監視していると告げることや、名誉を害する事項を告げることなどの新たな行為態様を規制するものである。特に名誉を害する事項を告げるとは、刑法上の名誉毀損よりも広く処罰を可能にする点、捜査機関による濫用の恐れをさらに助長するものであって、極めて大きな問題をはらんでい

た。また、都民の表現活動を委縮させる点が憲法 21 条に反し、法律が処罰をしない趣旨である行為を処罰する点で、憲法 94 条に違反するものであった。

表現の自由を侵害するこの迷惑防止条例の改正に対して、多くの都民が反対をし、日本共産党、生活者ネット、維新、立憲民主党の都議は改正案に反対をした。また、賛成した会派も、繰り返し警視庁幹部に対して、市民運動などに対して適用しない、濫用しないことを繰り返し質問せざるを得なかった。自由法曹団東京支部は、この改正案の成立に反対し、運動の先頭にたつたたかってきた。

- 3 本条例の施行に先立つ 2018 年 5 月 30 日、警視庁は、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例に定める盗撮行為及びつきまとい行為等の取扱いについて」と題した通達を発出した。

この通達には、「つきまとい行為等については……正当な理由があり、表現の自由で保護されるような各種活動は、本条例の対象とならないことに留意するものとする。」「都民の権利を不当に侵害しないよう留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用することがあってはならない」との趣旨を十分に理解し、適切に運用するものとする』と適用上の留意事項が記載されている。

この通達は、警視庁の内部規範であるが、これにこのような制限を明記させたことは、表現の自由という民主主義の根幹をなす権利を擁護する都民らの条例改正反対運動の大きな成果である。

- 4 本条例の施行にともない、警視庁が都民らの表現行為に対して、改正条例を濫用的に適用しないように絶えず監視をしていく必要がある。自由法曹団東京支部は、今後も、改正条例がどのように運用されているかを監視し、廃止をもとめる運動を継続していく。

2018年6月21日
自由法曹団東京支部幹事会

6月幹事会議事録

1 国内外の情勢

ア 国際情勢

- ・米朝首脳会談実施される（6月12日）北の核段階的放棄に合意。
トランプ氏、米韓、軍事演習中止表明（6月18日、8月の演習中止決定）
しかし、朝鮮戦争終結宣言には至らず。
米、対中制裁関税7月発動へ。5.5兆円相当の輸入品1102品目に25%の関税課す。
- ・G7首脳宣言まともならず。6月9日、トランプ氏、ツイッターで首脳宣言を撤回。
米中のみならず米欧の貿易戦争の危険。
- ・他方、7月に米ロ首脳会談模索
- ・トランプ大統領のポピュリズムが世界政治、経済に混乱をもたらしている。安倍政権は完全に追従。

イ 国内情勢

- ・国会会期延長 7月22日まで。

働き方改革関連法のほか、カジノを含む総合型リゾート（IR）実施法案（6月19日衆院通過）やTPP関連法案、参議院定数を6増する公職選挙法改正案（6月14日国会提出）、受動喫煙対策強化法などを成立させるねらい。

野党はモリカケ疑惑追及の集中審議要求へ。安倍首相「集中審議は勘弁して」と弱音。

- ・内閣支持率が4カ月ぶりに支持が不支持を上回る（共同通信6月17日、18日調査。支持44.9%、不支持43.2%）。最大の支持理由は「ほかにてきとうなものがない」
- ・森友問題決着していないが78%を占めるが、内閣支持率、自民党支持率ともに増加。

2 憲法

ア 自公、立民に国民投票法改正案の共同提出を呼びかけるも、19日の衆院憲法調査会の幹事懇談会ではまとまらず。

改憲原案の憲法審査会への提出の動きなし。⇒国会では憲法に関連する動きなし。

イ 3000万署名（団支部目標5万人）

5月末までに3万人目標をかかげた。到達数（5月末時点）28,000筆
増加している事務所の要因。全国市民アクションも延長9月30日第4次集約

3 都政問題

ア 迷惑防止条例問題

7月1日施行 政治活動・労働運動に適用しないことを求める幹事会決議

イ オスプレイ横田基地配備問題

6月5日オスプレイ反対集会（日比谷公園）

ウ 都政問題対策委員会を開催する

9月議会前に条例案等、都議会対応策を検討。

4 労働・貧困関係

- ・5月31日、自公・維新・希望の賛成で衆院通過。
- ・国会会期延長で「働き方改革一括法案」成立の可能性高まる
- ・今後の方針 執行部で集会、デモ等への参加呼びかけ

5 支部運営について

ア HPの改善、SNS活用を利用した発信について

6月20日 業者との打ち合わせ実施。

7月6日事務局会議で変更案確認

イ サマーセミナーについて

日程・場所 8月24日、25日 箱根湯本

内容 講師 松尾匡立命館教授（決定）

テーマ 主題「なぜ、それでも安倍政権が続くのか。」（仮題）

- ・アベノミクスに代わる人民の量的緩和政策とは。

- ・働き方「改革」一括法を強行する背景にある政権側の経済政策とは。
- ・欧米の反緊縮派とは、ポピュリズム政党との違いとは。

ウ 7月地域幹事会

7月25日14時～ 東京南部法律事務所

エ 執行部活動費増額提案 7月幹事会で確認の上執行

《当面の日程》

【「9条改憲NO！北東アジアの平和と共生を！政治の腐敗と人権侵害を許さない『安倍政権の即刻退陣を要求する7・19国会前大行動』】

日時：7月19日（木）18：30～

場所：国会正門前

主催：戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会

【森友学園疑惑徹底追及！安倍内閣は総辞職を！国会前連続行動】

日時：7月5日（木）18：30～

7月12日（木）18：30～

場所：衆議院第2議員会館前を中心に

主催：戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会

【共謀罪コンメンタール 7. 11 出版記念集会】

日時：7月11日（水）18：30～

場所：文京シビックセンター 4階 シルバーホール

参加費：300円

主催：共謀罪対策弁護団

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特徴（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間：70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律1年

満年齢	支払対象外期間		737日	
	372日		男性	女性
	男性	女性	男性	女性
25歳～29歳	993	875	949	843
30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 橋本ビル3F
TEL: 03 (3405) 8661

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3
TEL: 03 (3593) 5112

(S113-08976、平成25年11月11日)